

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年9月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年10月11日から同月31日まで縦覧に供する。

令和6年10月4日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古枝地区	さぬき市 建設経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 吉金頭地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平竹地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白川原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮池地区	〃